## スクーリング職免取扱要綱

 平成6年6月28日

 6川交庶第418号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が自己の能力を開発するとともに、行政施策の推進 及び公務能率の増進を図るため、大学通信教育の面接授業を受ける場合の職 免(以下「スクーリング職免」という。)の取扱いに関し、必要事項を定め るものとする。

(対象職員)

第2条 文部科学省の認可を受けて大学通信教育を行う学校の面接授業(年を通じて行われるもの及び夜間に行われるものを除く。)を受講する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)とする。

(承認期間等)

第3条 スクーリング職免は、公務に支障をきたさない範囲内において、面接 授業に必要と認める期間について、半日又は1日を単位として必要な時間を 付与する。

(服務の取扱い)

第4条 承認時間中は、職務の専念義務を免除する。

(承認手続き)

第5条 スクーリング職免の承認を得ようとする職員は、その都度、職務に専念する義務の免除を受けるための所要の手続をとり、所属長(鷲ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷲ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当)。以下同じ。)の承認を受けるものとする。ただし、初めてスクーリング職免の承認を受ける場合には、当該手続に併せて、学校等からの面接授業出席依頼文等の関

係書類を提出するものとする。

(出席書等の提出)

- 第6条 スクーリング職免の承認を受けた職員は、面接授業終了後出席証明書 等の出席を証明する書類を所属長に提出するものとする。
- 2 所属長は、職員がスクーリング職免を付与された場合には、当該スクーリング職免に係る面接授業出席依頼文及び出席証明書等を翌月7日までに庶務課長を経由して局長に提出するものとする。

(例月給与の取扱い)

第7条 スクーリング職免に係る給与は、有給とする。

(出勤記録の整理)

第8条 出勤記録管理者は、職員がスクーリング職免を承認されたときは、出 勤記録に半免又は免を表示する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、スクーリング職免に関し必要な事項は 、局長が定める。

附則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。